

## マレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチン

動生剤基準のマレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチンの 3.3.4、3.3.5、3.3.6（迷入ウイルス否定試験法 2.1.1、2.1.2、2.2.2.1、2.2.2.2 及び 2.2.2.3 を除く。）、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。